

新旧対照表

那覇港管理組合港湾施設管理条例（平成14年条例第7号）新旧対照表														
改正案		現行												
<p><u>附 則（令和6年12月2日条例第4号）</u>  <u>（施行期日）</u>  <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第2（第17条関係）（一般使用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>（略）</th> <th>（略）</th> <th>（略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅客施設料金</td> <td>           （2）那覇クルーズターミナル<u>を利用</u>する旅客船の取扱い   <u>入港時の旅客人数1人につき</u>  <u>ただし、日本船舶が沿海通航船として入港し、かつ出港する場合、入港時の旅客人数1人につき280円とする。</u> </td> <td>580円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考            1～3 〔略〕            4 「沿海通航船」とは、関税法（昭和29年法律第61号）に規定する沿海通航船をいう。</p>		（略）	（略）	（略）	旅客施設料金	（2）那覇クルーズターミナル <u>を利用</u> する旅客船の取扱い  <u>入港時の旅客人数1人につき</u> <u>ただし、日本船舶が沿海通航船として入港し、かつ出港する場合、入港時の旅客人数1人につき280円とする。</u>	580円	<p>別表第2（第17条関係）（一般使用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>（略）</th> <th>（略）</th> <th>（略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅客施設料金</td> <td>           （2）那覇クルーズターミナル<u>に寄港</u>する旅客船の取扱い             旅客人数1人につき         </td> <td>280円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考            1～3 〔略〕</p>	（略）	（略）	（略）	旅客施設料金	（2）那覇クルーズターミナル <u>に寄港</u> する旅客船の取扱い  旅客人数1人につき	280円
（略）	（略）	（略）												
旅客施設料金	（2）那覇クルーズターミナル <u>を利用</u> する旅客船の取扱い  <u>入港時の旅客人数1人につき</u> <u>ただし、日本船舶が沿海通航船として入港し、かつ出港する場合、入港時の旅客人数1人につき280円とする。</u>	580円												
（略）	（略）	（略）												
旅客施設料金	（2）那覇クルーズターミナル <u>に寄港</u> する旅客船の取扱い  旅客人数1人につき	280円												